

民間活力の導入に関する基本方針

～市が担うべき行政サービス水準が持続可能な行財政構造～

平成19年8月
交野市

目 次

第1章 民間活力導入の趣旨	1
第2章 民間活力導入の背景と目的等	2
2-1. 背景	2
2-2. 目的	2
第3章 基本方向	3
3-1. 基本姿勢	3
3-2. 基本方針	3
第4章 対象事業	3
4-1. 基本事項	3
4-2. 判断基準	4
4-3. 具体事業の抽出	4
第5章 個別事業の方向	6
5-1. 重要課題	6
5-1-1. ごみ収集・運搬業務	6
5-1-2. 学校給食	8
5-1-3. 幼稚園	10
5-2. サービス向上と効率化	13
5-2-1. 窓口サービス	13
5-2-2. 電算業務の見直し	16
5-2-3. 図書館（室）業務	17
5-2-4. 学校校務員	19
第6章 手法の検討	21
6-1. PFIの導入	21
6-2. 市が直接担うべき業務の効率化	23
6-3. 事務事業の見直しと市以外のサービスの担い手	25
6-4. 職種変更制度の導入について	26

第1章 民間活力導入の趣旨

社会経済情勢の急激な変化に伴い、住民ニーズは拡大・多様化している状況にあります。

一方、国・地方を通じ依然として財政状況は厳しく、このような中で住民ニーズの変化に適切に対応するためには、より一層地方の創意工夫のもと地域の実情に応じた「まちづくり」を進めていくことが求められています。

これまでの右肩上がりの経済成長のもとで多種多様化してきた公共サービスは、その担い手が、指定管理者制度導入等に見られるような規制緩和により民間企業等の参入が促進されるとともに、民間の非営利団体等の主体的な活動も活発化するなど公共サービスの担い手の多元化が急速に進んでいます。

このような状況下で公共サービスを維持向上させていくためには、市民・行政・民間等が、それぞれの役割を明確にした上で、徹底した行財政改革による行政のスリム化を進め効率化を図ると共に、地方分権化社会の中で、本来、市が担うべき行政サービス水準の永続的確保が可能な行財政構造を不断の改革により確保する必要があります。

これらの考えから、あらためて個別事業の点検と見直しを行い、民間活力の導入によって、適切に公共サービスを提供できるような仕組みを検討してきました。

また、こうした取組を通じて、民営化及び委託化の分野や行政自らが主体となる分野を明確にしていくことで、住民と行政の信頼関係を確立していくことにもなると考えています。

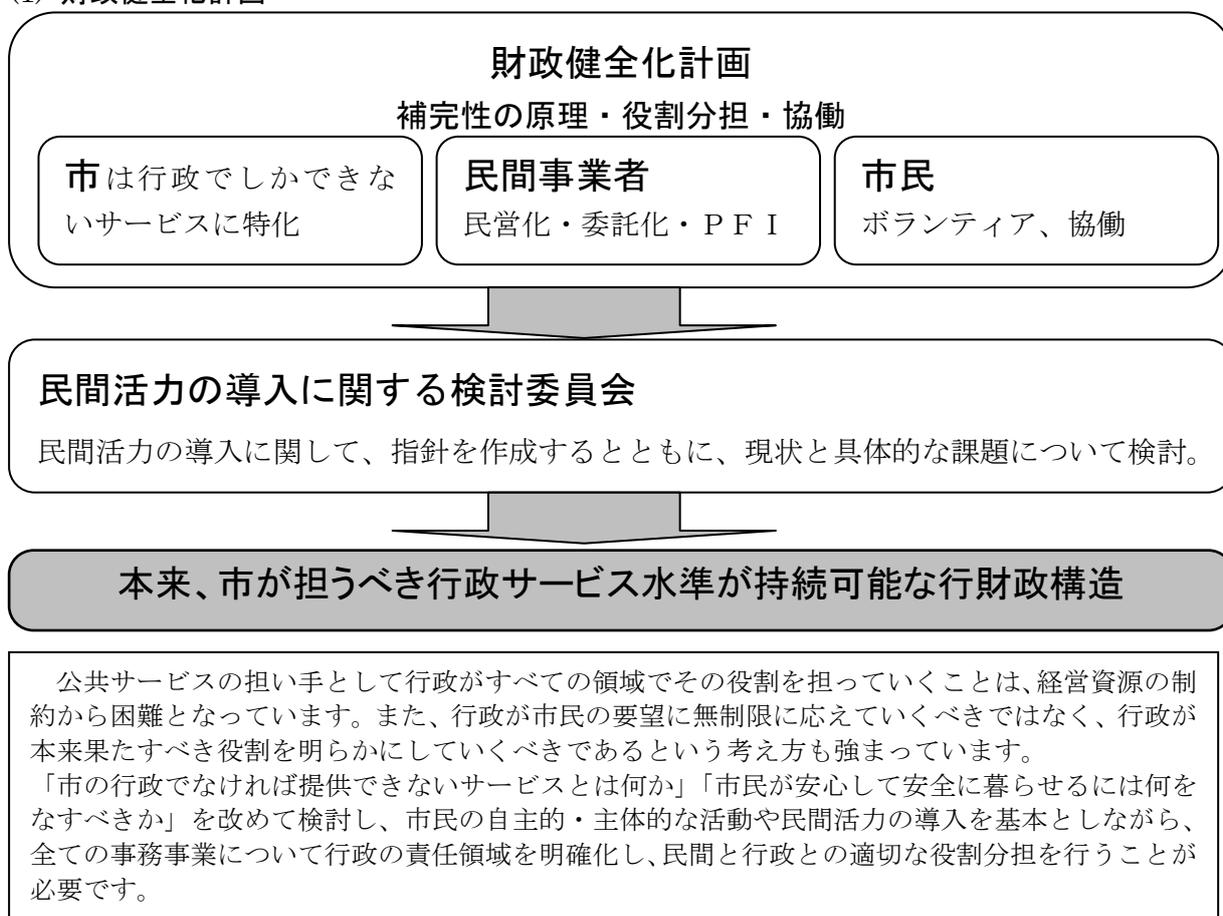
第2章 民間活力導入の背景と目的等

2-1. 背景

少子高齢化、人口減少時代を迎え、地方分権が推進される中、市民ニーズは価値観の多様化により複雑高度化する傾向があります。

一方、本市財政を取り巻く環境は、三位一体改革や、これまで遅れていた公共施設整備投資に伴う公債償還、土地開発公社の健全化などから厳しい状況が続き、近い将来には財政再建団体の指定も免れえないことから平成16年4月に財政健全化計画を策定し財政改革に取り組んだところです。当該計画の概要は次のとおりです。

(1) 財政健全化計画



2-2. 目的

地方の自立を前提に分権型社会システムに転換していくなかにおいて、公共サービスを維持・向上するためには、これまで行政自らが提供主体としてきたものを、制度改革等を踏まえながら住民をはじめNPO法人、民間事業者等の多元的な担い手による新しい公共空間の形成を図る必要があります。

ついては、この新しい公共空間の形成を図る一方策として、主に民間事業者等との役割分担についての基本方針および具体方向を示すこととします。

尚、市民との協働については、協働によるまちづくり・地域づくりの環境整備を含めた協働システムの構築を別途図ります。

第3章 基本方向

3-1. 基本姿勢

民間活力の導入にあたっての基本姿勢は、これまで主として行政が担ってきた公共サービスについて、制度改正や市民団体、NPO法人、民間企業等、提供主体が多様化してきていることなどを踏まえ、その役割分担を行いつつ、協働しながら公共サービスの維持・向上を図ります。

また、行政が主体となって提供するものについても必要に応じ市民、民間の人的活用と併せてアウトソーシングを図ります。

3-2. 基本方針

社会情勢、市民ニーズを的確に把握し、適法性、効率性、サービスの質と安定提供、行政責任の確保を図りつつ多様な提供主体との協働の中で、民間で出来ることは可能な限り民間活力の導入を進めながら公共サービスの提供を行います。

民間活力導入の検討にあたっては、予想される業務の質や量、コストなどについて、可能な限り客観的なデータに基づき事前検証を行います。

- (1) 法令等による基準、制約などの規定に適合していること。
- (2) 現状と比較して、経費の縮減や効率的な執行が図れること。
- (3) サービスの低下を招かないこと。
- (4) サービスの提供が安定的、継続的に提供されること。
- (5) 行政の指揮・監督が担保され、行政と受託者の責任分担が明確にされること。
- (6) 守秘義務が確保されること。
- (7) 一連の行為に関して公正・透明性が確保されること。

なお、個別事業の実施にあたって必要なものについては、今後、審議会等と調整を図りアクションプランを策定します。

また、国の行財政改革、社会・経済情勢、市民ニーズの変化等の動向の把握に努め、民間活力の導入の考え方や方向性を見直す必要が生じた場合は、速やかに検証、見直しを行い、基本方針の変更あるいは新規策定を行います。

第4章 対象事業

4-1. 基本事項（除外する事業）

民間等において行政サービスの提供が可能な事務事業については積極的に民間活力の導入を推進しますが、適法性、妥当性の観点から民間活力の導入に馴染まない業務、すなわち「市が直接すべき業務」として次のものは対象から除外します。

- (1) 法令の規制があるもの
(生活保護等の扶助費の給付、児童・生徒の就学、工事の監督・検査など)
- (2) 公権力の行使や行政指導に関すること

- (市税の徴収、使用料及び手数料の強制徴収、補助金の交付決定など)
- (3) 意思決定や政策形成に関すること
(市政運営の方針策定、条例の制定、各種計画の策定、予算編成など)
 - (4) 公平性、機密性の確保が特に必要なもの
(人事管理、不服申し立ての処分決定など)
 - (5) 国・府等との調整に関すること
ただし、上記に至る過程において、部分的にアウトソーシングが可能な事務が存在する場合があります。

4-2. 判断基準

市としてノウハウの蓄積や人材育成のあり方、また、有効性、効率性、サービスの向上などの視点を踏まえつつ、「市民サービスの向上＝あれもこれも型行政」という考え方を改め、行政として、本当に必要な業務は何かを考え、行政と民間等の活力を十分に認識した上で行います。ただし、民間活力導入の実施にあたっては、社会情勢、市民ニーズを的確に把握し、適法性、効率性、サービスの質と安定提供、行政責任の確保などの観点から、問題点や懸念されるリスクを十分に検討します。

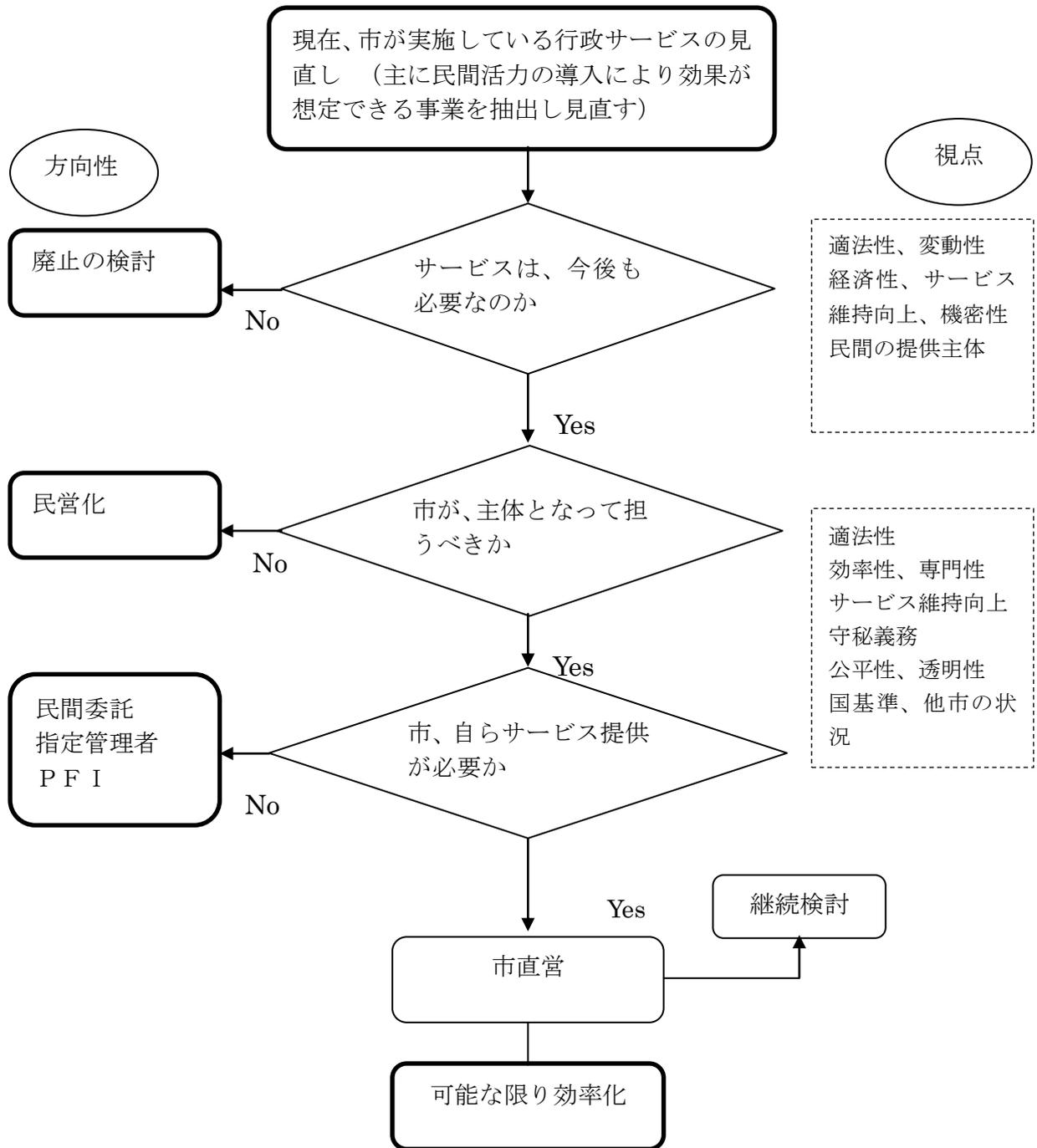
- (1) 専門性
民間における専門的な知識や技術、ノウハウ等が要求される場合
- (2) 経済性
人件費、事業費等の経費が削減でき、経済性が期待できる場合
- (3) サービスの維持向上
市民ニーズに柔軟に対応し、きめ細かな質の高い市民サービスが提供できる場合
- (4) 変動性・変則性
時期や時間による業務量の変動や、休日・夜間などの変則的な勤務形態があり、常時、職員を配置することが非効率な場合
- (5) 国・府の基準及び他市の導入状況
交付税等の算定条件や、他市の導入状況により効果が期待できる場合

4-3. 具体的事業の抽出

基本事項等を踏まえながら抽出フローに基づき検討対象事業を次のとおりとしました。

- (1) 重要な課題となっており、今後の行政運営に大きな影響を与えるもの
 - ①ごみ収集・運搬
 - ②学校給食
 - ③幼稚園
- (2) サービス向上確保と効率化のため検討すべきもの
 - ①窓口サービス
 - ②図書館
 - ③学校校務員

民間活力導入抽出フロー



行政サービスのコスト計算にあたっては、発生主義の考え方に立って、退職給与や減価償却費なども含めて計算を行う。

第5章 個別事業の方向

5-1 重要な課題となっており、今後の行政運営に大きな影響を与えるもの

既に民間において、その担い手が存在することから、民間活力の導入を積極的に推進する業務は、ごみ収集・運搬、学校給食、幼児園とします。

5-1-1 ごみ収集・運搬業務

1. ごみ収集・運搬業務の方向

- (1) 新規事業の廃プラ収集（平成 20 年 2 月実施予定）は、新たなコストを生じさせることなく現行体制の見直しにより実施します。
- (2) 退職者の状況から概ね平成 22 年度までは、直営と委託の比率は現行のままとし、それ以降、退職者の状況により順次民間委託比率を高めます。ただし、職種変更制度や他の現業部門の委託化により必要に応じた見直しを行います。
- (3) 循環型社会と合わせてごみの減量化を目指すため、家庭ごみに関しては、引き続き分別排出の徹底と資源ごみのリサイクル推進の啓発に努めます。

——— 考え方 ———

ごみ収集・運搬業務については、職員体制の状況を踏まえながら委託化を推進していきませんが、当面は、内部体制の見直しにより効率化を図ることとします。

早急な民間委託の拡大はダブルコストにより財政効果が期待できないため、まず、内部努力による効率化を進めます。

2. ごみ収集・運搬業務の現状と課題

(1) 主な業務内容

- ・現行の収集体制は塵芥車 1 台に職員 2 人、アルバイト 1 人の 3 人、14 台で普通ごみ収集を実施しています。
- ・環境事業所の保有車輛数は 4 トン車 8 台、2 トン車 10 台、3 トン車 3 台の計 21 台

可燃ごみの直営と委託の比率（普通ごみ）（平成 17 年度末）

	人口・世帯数	割合（世帯）
収集人口	78,940 人	—
収集世帯数	29,287 世帯	100.0%
直営	25,992 世帯	88.7%
委託	3,295 世帯	11.3%

年度別ごみ（普通ごみ・不燃ごみ・資源ごみ・粗大ごみ等）処理量の推移

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
処理量(ト)	26,067	23,742	24,866	25,036	23,438	22,851
世帯数(年度末)	27,364	27,674	27,946	28,447	28,731	29,287
世帯当たり(kg)	952	858	890	880	816	780
人口(年度末)	78,073	78,315	78,331	78,561	78,554	78,940
1人当たり(kg)	333	303	317	319	298	289

(2) ごみ収集・運搬業務の委託化等の状況

本市において、家庭系一般廃棄物の収集・運搬は、世帯数で見ると直営（約9割）、委託（約1割）となっています。事業系一般廃棄物の収集・運搬は、主に許可業者が行なっています。

(3) 北河内4市リサイクル施設組合への対応

当該施設組合では、平成20年2月の稼働を目指して、廃プラ等の資源化施設「(仮称)北河内4市リサイクルプラザ」の整備が進められているため、新たな廃プラ収集体制を構築する必要があります。

(4) ごみの減量化

本市における、ごみの排出量は、過去5年間で、家庭系の普通ごみは減少傾向にあります。特に16年度においては、生ゴミの水切りの啓発等により焼却ごみ（可燃粗大、資源ごみ残渣含む）が対前年比△6%、資源化量（基盤、蛍光管、古布、乾電池等）で△9.7%となりました。

(5) ごみ収集の有料化

ごみ収集の有料化は、ごみの減量化を目的とするものですが、前述のとおり、これまでの啓発等により、減少傾向にあるため、今後も積極的にその啓発に努めるとともに、併せてごみ収集の有料化についても検討します。

(6) 新ごみ処理施設建設

現在の四條畷市交野市清掃施設組合における1号炉は昭和42年、2号炉は昭和48年に稼働したもので、老朽化や処理能力の低下が年々進行しており、施設の建替えの必要性が高まっています。

3. ごみ収集・運搬業務の効率化の視点

(1) 内部努力による効率化

普通ごみ収集の全収集コースの見直しをはじめ、効率的な収集を図るため3トン車の導入や、内部業務の改善による効率化に努めています。

5-1-2 学校給食（学校給食センター）

1. 学校給食の方向

- (1) 第1・2学校給食センターは、平成22年度以降早期の稼動（建替）を目指します。
第1・2センターの建替後における施設の管理運営は、安全性の確保と運営責任を果たすための指揮・監督、献立などは市の直接業務とし、調理・配送業務は民間委託とします。
- (2) 第3学校給食センターは、第1・2センター建替と同時期に改修を行います。
改修後の第3センターの運営については、その時点の職員状況から、当面は直営とし、その後、部分的、段階的に民間委託へ移行します。
- (3) 施設の建替及び改修後においては、建替施設を小学校給食（6,000食規模）、改修施設を中学校給食（3,000食規模）の提供施設とします。
- (4) 建替・改修までの既存施設の管理運営については、調理員（正職員）の不補充を継続し、補完として非常勤職員や臨時職員の活用及び配送委託等の可能なものから効率化を図ります。

————— 考え方 —————

学校給食センターの運営については、夏休み等の長期休業期間があるなど公が運営を行なうには、非効率な状況にあります。現に民においてその担い手が存在することを考慮するとともに、建替等にあわせて、食の安全性を確保しつつ、アレルギー対策などのサービス拡大を図ります。

なお、将来（概ね15年後）の総食数は、少子化の進展により減少するものと予測され6,000食規模（小・中学校の給食数）とし、その提供は建替施設で行い改修施設は廃止します。

2. 学校給食センターの現状と課題

(1) 施設の老朽化

第1学校給食センターは建設後39年、第2学校給食センターは34年、第3学校給食センターは29年を経過し、施設・設備の老朽化が著しく、修理・修繕の経費が年々増加しています。

<給食センターの状況>

(平成18年5月1日)

	第1学校給食センター	第2学校給食センター	第3学校給食センター
開設年月日	昭和43年1月	昭和48年5月	昭和53年4月
敷地面積	1,987 m ²		1,925 m ²
建物面積	589 m ²	610 m ²	725 m ²
調理場	ウエット方式		
対象学校	郡津小、岩船小 第2中、第4中	交野小、倉治小、私市小 長宝寺小、第1中	星田小、妙見坂小、旭小、 藤が尾小、第3中
対象人数	2,592人	2,994人	2,406人
対象食数	2,798食	3,091食	2,503食

※ 対象人数は、児童等数と検食分、教職員などの合計人数。対象食数は、児童等数（小学校1~2年0.9食/人、3~4年1食/人、5~6年生1.1食/人、中学生1.15食/人）と検食分、教職員などの合計食数

(2) 設備の老朽化

学校給食センターの主要機器は、ウェット対応の設備であり、設備の更新や、修理・修繕に努めてきましたが、設置からの経過年数による老朽化もあって、設備更新、修理・修繕などの経費負担が毎年増加しており、施設と合わせた抜本的な対策が必要となっています。

(3) 業務体制

学校給食センターでの業務は、事務職4人、栄養士5人、調理員46人（各センター15名体制を基本に正職員32人とパート13人、非常勤職員1人）で行っています。

学校給食の業務量は、通常の授業を行う期間と夏休み等の長期休業期間、一日のうちの午前と午後など、大きく変動しています。また、ボイラー管理における変則的勤務など常時職員を配置することにより非効率となっています。

3. 学校給食センターにおける今後の運営の視点

(1) 安全対策

施設整備にあたっては、「学校給食衛生管理の基準」及び「大量調理施設衛生管理マニュアル」を準拠し、ドライシステム^{※2}、衛生管理システムの導入による徹底した衛生管理のもと、快適で安全な作業環境のなかで安全で美味しい給食が提供できる施設を目指します。
(※2) ドライシステム＝調理場の床を水で濡らさない調理業務の方法、湿気も少なく衛生的であり水や湯の使用料が少なく経済的。

(2) 調理方式

給食調理場については、現在、実施しているセンター方式の他に単独校方式等があります。本市学校給食の調理場は、給食の「安全性」「美味しさ」を確保しながら効率的な運営が図れるセンター方式を選択することとします。

(3) 整備目標

本市学校給食センターは、老朽化の状況から早期の対応策が求められています。また、合わせてドライシステム等のより高い安全対策が求められていますが、既存の第1・2学校給食センターを改修するには、用地面積から対応できないこと等から新たな場所での給食センターの整備を行います。

尚、既存施設の老朽化の現状から新給食センターの稼動目標は、平成22年度以降の早期とします。

(4) 施設規模

学校給食施設の規模は、急速に進む少子化による児童・生徒数がここ数年をピークに急激に減少することが想定されます。

整備時における児童・生徒数と教職員数、学校と父兄、地域との連携・交流などの事業を想定し、初期規模を9,000食とし、児童・生徒数の減少に応じた将来施設規模を6,000食とします。

従って、施設の弾力的、効率的運営や万が一の事故などリスクの分散を図るため、6,000食規模の新設センターと第3学校給食センターの増改修による3,000食規模の2施設とします。

また、小学生低学年から中学生における必要栄養価や味覚、嗜好の差などを考慮し小学生、中学生に相応しい食事を提供するため、二つの給食センターの役割を小学校給食用と中学校給食用に区分し、相応しい給食の提供を目指します。

5-1-3 幼稚園

1. 幼稚園（幼稚園・保育所）の方向

- (1) 幼稚園を取り巻く課題解決と併せて、将来の少子化を見据え、幼稚園を今後の幼児数の状況に応じて縮小します。
 - ① 幼稚園部分を縮小し、それにより生み出された施設や人、財源を一時保育や病後児保育等の子育て支援事業や保育所の待機児童解消に充てるなどの対応を行います。
 - ② 保育所部分においても、今後の保育所児数の如何によっては、幼稚園そのものの縮小を行います。
- (2) 当面の措置としては、保育士の配置基準の見直し（平成19年4月実施済）の他、退職者不補充を継続し、保育士等の経験を持った非常勤職員等の活用と併せ任期付短時間勤務職員の採用により効率化を進めます。

考え方

少子化が進む中、幼稚園児は減少傾向にあります。また、保育所児においても今後減少していくことが予測できます。一方で一時保育や病後児保育等、子育て支援に関する新たな事業が求められています。このようなことから、市は幼児数の減少に合わせて幼稚園・保育所とも縮小し、子育て支援事業や保育所の待機児童解消等喫緊の課題に対応していきます。

尚、今後の社会情勢等の変化により保育所児の減少傾向が認められない時は、保育所部分の民営化を視野に入れ方針を見直します。

2. 幼稚園の現状と課題

(1) 交野市内の保育所児と幼稚園児の推移

交野市内における幼児数（0～5歳児）は平成12年の5,233人をピークに毎年減少し平成18年では4,779人となっています。

そんな中においても保育所児は、女性の社会進出等により増加傾向にありましたが、ここ3年では1200人程度で推移しています。

一方、幼稚園児は、平成16年の1,597人をピークとし平成18年では1,526人と毎年減少しており、この傾向は、今後も続くものと考えます。

幼児数の推移

	総人口 外登含	幼児数	幼児数 ／人口	保育所児	保育所児 ／幼児数	幼稚園児	幼稚園児 ／幼児数
昭和12年	77,523	5,233	6.8%	970	18.5%	1,462	27.9%
平成13年	78,073	5,203	6.7%	1,023	19.7%	1,483	28.5%
平成14年	78,315	5,177	6.7%	1,098	21.2%	1,495	28.9%
平成15年	78,331	5,125	6.5%	1,131	22.1%	1,509	29.4%
平成16年	78,561	5,012	6.4%	1,205	24.0%	1,597	31.9%
平成17年	78,554	4,871	6.2%	1,165	23.9%	1,576	32.3%
平成18年	78,940	4,779	6.1%	1,203	25.2%	1,526	31.9%

注：幼児数及び保育所児は各年4月1日現在、幼稚園児は5月1日現在

(2) 将来の幼児数（0歳から5歳）の見通し

将来の幼児数の見通しは、少子化の影響により社会増を見込まなければ平成18年から毎年200人程度が減少し平成21年には4,200人程度となる見込みであり、この減少傾向は、年齢別人口構造から、それ以降も続くものと考えます。

幼稚園については、少子化により過去2年の減少傾向が加速し、2～3年以内に公私立の幼稚園において、大幅な定員割れが生じることが予測できます。

保育所においても、このまま少子化が続けば、近い将来において定員割れが予測できません。

幼児数の推移と予測（平成17・18・19年は3月31日現在の実数）

推計人口	幼児年齢	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	0～5歳合計
	平成17年	733人	715人	836人	844人	888人	855人	4,871人
	平成18年	673人	772人	749人	850人	842人	893人	4,779人
	平成19年	648人	682人	771人	756人	870人	844人	4,571人
	平成20年	636人	667人	695人	774人	763人	873人	4,408人
	平成21年	624人	655人	678人	698人	781人	766人	4,202人

※平成16年に策定した、次世代行動支援計画による予測値を平成19年までの実数を基に修正しました。

(3) 保育需要の多様化

女性の社会進出及び、就労制限緩和などから保護者の勤務形態の多様化が進み、休日勤務、深夜・当直業務などにより、保護者が保育所を利用したい時間帯も様々で、通常の保育所の開所時間だけでは対応が困難な状況となってきています。

(4) 地域の子育て支援

少子化対策の一環として、子育てへの保護者の精神的負担を軽減するため育児相談、育児情報の提供などの他、病後児保育や一時保育の対応が必要となっています。

(5) 幼稚園の預かり保育

市内全ての民間幼稚園においては、通常保育時間外に預かり保育を実施していることから、公立幼稚園にも、その要望があります。

(6) 施設老朽化への対応

幼稚園は、昭和40年代後半から50年代前半に建設され、建築後30年を超える状況で、保育環境を維持するため改修を重ねていますが、今後老朽化が進み改築又は根本的改修が必要となってくるが見込まれます。

3. 幼稚園の視点

(1) 幼稚園・保育所の将来展望

幼稚園においては、今後の少子化の進行によって近い将来に大幅な定員割れが予測できません。行政のスリム化・効率化を目指す中において、「民に担い手のあるものは民に」への考えのもと、幼稚園において大幅な定員割れが生じれば、公立幼稚園を縮小することが必要です。

同じく、将来的に保育所においても同様の事態が起これば、公立保育園を縮小していくことが必要です。

(2) 保育所運営における公私間のコスト差

公立保育所と私立保育所の保育内容には基本的に違いはないものの、公立保育所の方が保育士の平均年齢や総じて給料単価が高いこと、また、国制度よりも手厚い保育士配置を実施していることなどが要因となり公私間の運営費においては大きな較差が生じています。

現状において、今後子育て支援に係わる新たなサービス提供の市直営は厳しい本市の財政状況を勘案すると困難な状況にあります。

(3) 幼保一元について

① 幼保一元のあゆみ

本市における幼保一元は、昭和 40 年代前半に、民主主義が高揚され教育の機会均等が叫ばれているときに、幼児が両親の生活条件いかんによって、教育を主眼とした幼稚園または保育に欠ける幼児の受入を主眼とした保育所に選別されるのは良くないとし、「**幼保は不離一体**」でなければならないとの基本理念に立って幼保一元化が決定され、昭和 47 年に幼保一元を目指す第 1 号施設としてあまだのみや幼稚園が設立されました。

幼稚園では、その後の幼保一元 30 数年の歩みの中で、保護者の意識や園児の姿も変わってきましたが、幼稚園、保育所それぞれの保護者の立場を理解し、できる限り歩み寄って対応できるようにし、子どもの心を常に敏感に受け止めながら、いかにスムーズに幼稚園児・保育所児を合流、分離させていくか等さまざまな努力と配慮を積み重ねてきました。

② 幼稚園と保育所を取り巻く社会情勢の変化

昭和 40 年代当時には、幼稚園は幼児教育、保育所は保育に主眼を置かれていました、特に保育所は過去託児所の延長線上のように世間一般扱われていました。しかし、現在では、厚生労働省の「保育所保育指針」において幼児教育の考えが取り込まれるなど文部科学省の「幼稚園教育要領」と全く同じ考えとなっています。

また、民間保育所においても「子どもを預けるだけ」という考え方から「教育、育ちの場」としてのサービス、取り組みが充実してきました。

交野市においても、英語、算数、体操、音楽など情操教育の考えが多く民間保育園においても取り入れられてきました。

更に、全ての市内民間幼稚園で午後の預かり保育を実施している実態を見ると、幼稚園と保育所の垣根は、低くなっているように考えます。

5-2 サービス向上と効率化

窓口サービス事務や図書館業務については、公共サービス向上の確保のため、課題となる時間延長や休日開庁などを、指定管理者制度や地方自治法の改正等を踏まえ効率化と併せて検討しました。

5-2-1 窓口サービス（市民課等）

1. 窓口サービスの方向

- (1) 利用頻度の高い窓口サービス（市民課・総合窓口・税務課証明係・国民健康保険課）のサービスの向上（時間延長、自動交付機の設置、証明窓口の一元化）には、電算処理を見直すことが必要となることから、平成 19 年度の電算委託の見直しと併せて具体的検討を行います。
- (2) 窓口業務のマニュアル化を進めるとともに窓口アンケートなどを実施し、正確なサービス提供と接遇の向上を図ります。
- (3) 業務内容を精査し、職員と職員以外の比率の見直し等を行い効率化を図ります。

考え方

住民が日々の生活の中で、市役所との具体的なつながりを意識するのは「窓口サービス」です。従って住民の目線から「窓口サービス」の利便性向上を図ることは、行政サービス全般への改革に繋がるものと考えます。市は、行政サービスの提供側として常に継続した改善を行います。

2. 窓口サービス（市民課等）の現状と課題

住民票等の交付状況

（平成 17 年度実績）

	戸籍等		住民票等		印鑑証明		諸証明		合計	
	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料	無料	有料
市役所市民課	850	8,109	3,491	29,383	0	22,291	583	1,540	4,924	61,323
ゆうゆうセンター	48	483	137	1,471	0	1,474	48	23	233	3,451
倉治図書館内	0	119	6	430	0	539	0	5	6	1,093
小計	898	8,911	3,643	31,284	0	24,304	631	1,568	5,163	65,867
星田出張所	179	2,293	404	8,774	0	9,233	143	509	726	20,809
合計	1,077	11,204	4,047	40,058	0	33,537	774	2,077	5,889	86,676

共働き、単身者の増加やライフスタイルの変化によるニーズの多様化により窓口業務の時間延長が求められています。また、窓口の一元化やフロアマネージャーの配置などのニーズもあります。しかし、これらのニーズに応えるには、人的体制の確保と合わせて電算委託の見直しなど財政支出を伴うこととなります。

市民総合窓口の受付件数

(平成 17 年度実績)

医療費 助成制度	手当関係	社会福 祉関係	障害者 福祉 関係	介護保 険関係	高齢者 福祉 関係	保健・ 健康	その他	合計	国民年金 関係 届出書
乳児・障害 母子・児童	児童 扶養								
2,612	2,932	53	348	1,130	228	431	301	8,035	6,770

税関係の窓口事務 証明書交付状況

(平成 17 年度実績)

区分	税務課	星田 出張所	計	区分	税務課	星田 出張所	計
課税証明	10,091	1,400	11,491	営業証明	46		46
同(手数料免除)	235	1	236	臨時標識交付	794		794
評価証明	1,548	66	1,614	公課証明	336	12	348
同(手数料免除)	1,373	48	1,421	同(手数料免除)	8		8
納税証明	653	50	703	原付登録受付	5,491		5,491
同(手数料免除)	1,437	126	1,563	原付廃車受付	4,845		4,845
住宅用家屋証明	540		540	試乗標識交付	18		18
閲覧	221		221	標識再交付	8		8
				計	27,639	1,703	29,342

(1) 今後の課題

① 証明交付窓口の一元化の検討

市民課・税・福祉関係証明の交付窓口の一元化について、他市の導入状況等を踏まえ、市民の利便性向上及び効率化の観点からも検討します。

② 電算処理の見直しと I T 活用による窓口の支援

現在のシステムは、最新のパッケージシステムに比べると今後の発展性は期待出来ません。近い将来に戸籍の電算化も控えており、平成 19 年度に電算処理の見直しを行います。

③ 医療助成関係の窓口業務一元化の検討

医療助成関係の窓口業務の一元化について、他市の導入状況等を踏まえ、市民の利便性向上及び効率化の観点からも検討します。

3. 窓口サービス向上と効率化への視点

- ・ライフスタイルの変化など市役所に対する市民ニーズの多様化
- ・一方で、地方分権・三位一体改革など財政的制約
- ・「窓口サービス」の利便性等を向上し市民の市役所に対する評価を効果的に高める
- ・「窓口サービス」を市民の目線から改革していくことは、職員の意識改革の出発点

(1) 今後のサービス向上策

既存の窓口を基に最小限の費用でサービス向上を図ります。

- ① レイアウト変更等の検討（最小限の費用で）
大幅なレイアウト変更を行わず、来庁者への利便性向上を図ります。
- ② 時間延長の検討
現在、土曜午前の開庁を実施していますが、市民の利便性の向上のため、平日の時間延長実施と取扱業務の拡大を行います。
- ③ 市役所以外の対応による証明書発行サービス（例）
取次店利用（コンビニ・たばこ屋等）、宿直室での時間外交付、電子申請、電話申請
郵便局での受付交付（地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律）
- ④ 接遇及び窓口処理等の向上策
 - a 窓口業務マニュアルの作成
 - b 業務日報
 - c 窓口アンケート
 - d 接遇研修の実施
 - e フロアマネージャーの配置の検討
 - f 定期連絡会の実施

(2) 窓口業務の効率化について

- ① スライド（時差出勤）勤務制度の導入
窓口業務の平日時間延長を実施する場合は、スライド勤務制度の導入を積極的に進め職員の負担の軽減と超過勤務手当の削減を図ります。
- ② 職員と職員以外の比率の見直し
窓口業務では、サービス拡充と併せて効率化に向け再任用・再雇用職員及び非常勤職員や派遣職員、また任期付短時間雇用職員を活用します。

5-2-2 電算業務の見直し

1. 電算業務の方向

現行の汎用コンピュータ処理から全国共通仕様のオープン型システムへの移行は、運用経費の削減効果や事務の効率化が期待できることから、新システムへの移行も視野に入れ、平成 19 年度において業務・システムの検証を実施します。

考え方

既存の電算システムは、昭和 40 年代後半から順次導入し、長期運営しています。そのため、度重なる仕様変更やシステム連携など、業務執行において非効率な面があります。

また、近い将来に戸籍の電算化が求められている状況等から、この時期に全庁的な視点にたった業務・システムの最適化に努め、業務の効率化と経費の削減を図ります。

2. 電算業務の現状と課題

情報システムや技術の標準化、オープン化の進展を背景として、市民サービスの向上と簡素で効率的な行財政運営に努める観点から、電算システムの開発・運営経費の削減や効率的・効果的なシステムへの見直し等が課題となっています。

(1) システムの老朽化・複雑化

長期の運営や開発・改修の繰返しにより安定した稼動に支障が生じつつあります。

(2) 業務・システム間の連携

個別の業務・システム単位で開発してきた経緯から、データ連携が困難な場合があります。

(3) 現行事業者の体制・対応

依頼どおりの改修や機能実装が困難になりつつあります。事業者固有の技術に依存し競争環境のもとでの調達が困難な状況にあります。

(4) 戸籍事務の電算化

近隣自治体では相次いで導入されており戸籍の厳正管理及び事務量削減等のため課題となっています。

(5) 市民の利便性向上

窓口サービスのスピードアップをはじめ、証明発行窓口の一元化や将来の電子申請など拡張性・発展性をもったシステムの構築が必要です。

3. 電算業務の見直しの視点

(1) 業務プロセスの見直し

業務・システムの検証にあたっては、少ない職員でのサービスの維持・向上をめざし、業務改革の契機としても位置づけ、業務プロセスや組織の見直しなどとシステムを一体として更なる効率化に努めます。

(2) 新しいシステム導入の可能性

住民情報・税・国保システム等について、オープン型システム 3 社と既存システムとを比較した結果（システム機能、操作性、経費）も踏まえ、業務・システムの検証を実施します。

5-2-3 図書館（室）業務

1. 図書館（室）業務の方向

- (1) 指定管理者等の導入については、平成19年度にその方向性を定めます。
- (2) 図書館の司書職員を教育委員会や市長部局との人事交流を図り組織の活性化や職員の能力アップに努めます。

————— 考え方 —————

図書館の運営については、「生涯学習の拠点」として、これまでのサービスの維持向上することを原則に効率化を図ります。

2. 図書館（室）業務の現状と課題

主な事業

1 資料収集	図書の選書と購入
2 図書貸出	個人・団体に貸出
3 予約・リクエスト	図書の予約及び新書のリクエスト受付
4 自動車文庫	主に図書館（室）から離れた地域の市民に対して巡回による貸出
5 広域利用事業	北河内7市の連携による相互貸出の実施
6 障害者・高齢者サービス	点字図書や録音図書の貸出
7 ブックスタート	乳幼児と保護者を対象に絵本の読み聞かせや読書相談を実施
8 地域家庭文庫	地域において自主的に進められている地域家庭文庫への支援
9 年間行事	倉治図書館及び青年の家図書室において、おはなし会やお楽しみ会の実施

図書館（室）の貸出状況等

(平成17年度実績)

	蔵書数	利用者数	貸出冊数	位置付け
倉治図書館（自動車文庫含む）	85,297	31,302	140,507	図書館法 設置条例
青年の家図書室	60,789	49,132	187,428	規程無し
星田コミュニティーセンター図書室	18,693	11,965	43,359	規程無し
第一児童センター図書室	34,089	14,998	55,449	規程無し
地域家庭文庫	12,866	—	—	規程無し
その他	24,976	3,101	15,910	—
合計	236,710	110,498	442,653	—

※図書館法 第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

※交野市立図書館条例 第1条 図書館法第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料を市民の利用に供するため、交野市立図書館を設置する。

(1) サービス向上の課題

① 新たなサービス

ライフスタイルの多様化や情報通信技術の向上のなか、新たなサービスが求められています。また、開館時間の延長についても今後対応して行く必要があります。

② (仮) 星田地域図書館構想

星田地域図書館の設置については、長年の懸案事項ではありますが、本市の財政状況から当面の実現が厳しい状況にあります。

③ 子どもの読書活動推進

子どもの多様な想像力を培うために子どもの読書活動を推進することは重要とされています。本市においても各小学校の図書室と連携し図書選定等の環境整備と併せて図書の効率的利用を推進する必要があります。

(2) 職員の資質・能力の向上等

図書館業務については、専門性から司書を配置しているところですが、資質・能力の向上を図る観点から、計画的に教育委員会内や市長部局と人事交流を図る必要があります。

3. 図書館（室）業務の視点

(1) 図書館の効率運営と公の役割

図書館の効率運営を目指す中においては、正職員の配置を見直します。

併せて、直営方式、委託方式若しくは指定管理者を導入し効率化を目指す前提として図書館運営における公の役割を明確にします。

(2) 司書の資質向上と効率運営

司書職員の資質の向上の観点からは、正職員（司書職員）の人事研修という形態を整え、複数年、教育委員会部局等において事務処理能力等の資質の向上を図ります。そのために減少した人員の確保については、非常勤職員等をもって行います。

(3) 他市図書館の指定管理者導入事例

図書館については、他の公の施設と比べ導入事例が極端に少ないが、事例としては、概ね次によります。

① 都市部において複数の図書館の内、数館を指定管理者に委ねている。

例：北九州市⇒中央図書館を含む5館を直営。その他の11図書館を指定管理者。

例：大東市⇒2館の内1館を指定管理者（18年度、新設図書館）

② 外郭団体を指定管理者としている。

例：守口市⇒従来から図書業務を委託していた外郭団体を指定管理者とした。

③ NPO法人を指定管理者としている。

例：山梨県山中湖村⇒地域住民等において設立されたNPO法人を指定管理者とした。

5-2-4 学校校務員

1. 学校校務員の方向

- (1) 学校校務員の日常業務（校内の清掃・給食配膳作業・学校保全作業）は、現状の常勤2名とパート1名体制から常勤1名とパート1～2名体制とした上で、委託化や正職員以外で業務遂行を図ります。
- (2) 定期的な学校保全作業及び営繕作業については、学校施設係に正職員6名程度を配備し、班編成して各校等の巡回作業等を行ないます。尚、この部分についても退職者の状況等により順次委託化を進めます。
- (3) 実施時期は、平成20年度若しくは平成21年度とします。

——— 考え方 ———

学校校務員の業務は、清掃や営繕作業等の業務内容から民間において担うことが可能であるため委託化等を行ないます。

なお、委託化等にあたっては、業務マニュアルや仕様において、こどもの安全確保への配慮を行います。

2. 学校校務員の現状と課題

(1) 学校校務員の業務実態について

学校校務員の1日作業内容は、学校によって児童・生徒の人数及び学校敷地・建物の規模等の違いがあるため、多小の差はあるが概ね次のとおりです。

8:00	出勤後各所の開錠（校門等については警備員）	湯茶等の準備
	校長室・職員室・玄関・廊下の清掃	（屋外の清掃・時期によって草刈）
10:00	給食受入の準備（給食配膳室清掃・消毒等）	（給食補助員1名）
	給食受入・配膳・職員室配膳	（給食補助員1名）
12:30	昼食	
13:30	給食食器の返還受け・センターへの返還準備	（給食補助員1名）
	給食配膳室清掃・消毒等	（給食補助員1名）
14:00	学校保全ルーチン作業	
	営繕・草刈り・樹木の剪定等作業	
16:30	作業終了	
その他	管理職・教師等の作業の手助け	

(2) 作業の分析

朝の清掃作業等については、校務員1名で充分こなせるものと考えます。

給食配膳作業については、衛生面に特に注意を払わなければならないこと等から現在の3人体制を維持すべきと考えますが、児童・生徒の人数によって減じることが可能です。

定期的な学校保全作業・営繕・草刈り・樹木の剪定等作業等については、季節的な作業もあり順次計画的に実施できるため外部発注が可能と考えます。

その他、卒業式・入学式・体育祭・運動会・生活発表会等学校行事については、事前

に日程等が分かることから、学校管理職・職員等と協力すれば1名でも可能であると考えます。

3. 学校校務員の民間活力の導入の視点

(1) 民間活力導入のメリット

- ① 業務の標準化と効率運営
- ② 財政的側面
 - 競争原理により管理運営経費の合理化などが見込めます。
 - 人件費について、嘱託職員の場合は削減を見込めるが、派遣会社を導入する場合嘱託職員にかかる経費よりも、多くなることが考えられます。

(2) 嘱託職員化若しくは派遣会社等の導入にあたっての課題

- ① こどもの安全性確保の観点から適正な人材の確保
- ② 市職員の処遇によるダブルコストの問題
(現業内の配置転換、職種変更によって他部局へ配置などの移行期間)
- ③ 学校の安全確保から、常勤職員が毎年変わることは好ましくない。
- ④ その他 (突発事故等予測できない事態への対応)

(3) 営繕体制及び指導監督体制の強化

現在、教育総務課学校施設係に職員1名を置き各校の指導監督をおこなっているが、これを正職員6名程度にし、3班(1班5校程度受持)編成して通常は各校を巡回し、まとまった作業が必要なときは全員で施工すれば、充分対応できると思われま

第6章 手法の検討

6-1 PFIの導入

1. PFIの導入

- (1) PFIは効率的・効果的な公共サービスを提供する手法の一つとして総事業費の削減や財政支出の平準化等の効果が見込まれることから、公共施設の整備等にかかるPFI活用の統一的な指針に基づき、その導入を図ります。
- (2) PFIとしての事業適否の判断を行うため、施設更新の目的や規模、場所等を定めた基本構想に基づき導入の可能性を調査し、VFMの検証・評価等を実施します。最適な事業手法や事業スキームは何か、VFMが確保されるか等の結果を踏まえ、事業手法を意思決定します。
- (3) 事業化が予定されている学校給食センターの更新にあたっては、安定かつ継続的なサービス提供を前提とし、従来型、PFI等いずれの手法が良質かつ低廉な公共サービスの提供に資するかを比較検証します。

考え方

行財政資源の制約のもとで、学校給食センター建替え、新ごみ処理施設などは、重要度、緊急度から早期の対応が必要となっています。

PFIは公共が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる方法と言われ、官民の役割分担とリスク分担によって、財政支出の軽減や年度間の平準化が期待されるため、多様な事業手法を比較検証した上で最適な選択を行います。

2. PFIの特徴

(1) PFIとは

公共施設等の設計から建設、維持管理、運営等までを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

(2) VFMの達成

「支払いに対し最も価値の高いサービスを提供する」という考え方。PFIの導入の際にはVFMが確保されていることが要求されます。

(3) PFIと既存手法での財政負担

従来は設計、建設、運営を個別業務ごとに発注するため無駄なコストが発生。PFI事業として一体的に実施することで管理やリスクコストを削減させVFMが生じる。

しかし、設計、建設、運営の一括発注は民間資金を使わなくとも、民間の資金調達より割安な起債制度による確保が可能のため、PFIよりもコスト削減が図られる可能性も考えられることに着目する必要があります。

(4) PFI本来の趣旨

民間に資金を調達させ資産を持たせ、その所有権に連動したリスクとリターンを民間が担

うことにより付加価値を生み出す手法。民間の資金調達コストが公共の資金調達コストを上回っても、付加価値が見出され総負担額が削減されれば民間資金等を利用する価値がある。民間事業者の創意工夫や自由度が高い事業構造の構築が望まれます。

(5) 公共と民間の契約関係

従来型	設計と建設と運営がすべて別の契約
DB型	設計と建設が一連の契約で行われる。
DBO型	設計と建設そして運営までが一連の契約で行われる。
(D)BOT 型PFI	設計と建設そして運営までが一連の契約として、かつ民間の資金で行われ、契約期間後に所有権が公共に移る。

※ PFIには、BOTのほか所有権移転の時期によってBTO（建設後すぐ）、BOO（移転なし）が主なものとしてあげられる。

3. 導入可能性事業の検討

(1) PFI基本指針の作成

PFI導入を検討する際の市としての統一的な考え方や検討手順、実施手順等を取りまとめた基本指針を作成します。新たな施設整備等が必要な際には、この指針に基づき個々の事業についてPFIの導入検討を行い、サービス向上とコスト削減に努めます。

当面においては、導入を検討すべき候補事業として学校給食センターを抽出します。

(2) 学校給食センター

運営時の業務内容について、民間でできる範囲が広いとため、選考事例も豊富でPFIになりやすい施設であると思われます。

PFIへの適合性を判断する基準は、

ア. 民間の資産として運営できるか

イ. 公共の資産として運営する場合、どこまでの業務を任せられるか

大きくはこの2点にあります。

アが可能であればPFIによりリスクを軽減するとともに、民間による付加価値を事業期間中の総コストに反映させ支出を抑えることができます。

一方、イの場合、民間の自由度が低くなるほど付加価値が下がり、公共が負うリスク負担も多くなるためPFIのメリットは低くなる。そのため、公共の資金調達による設計、建設、運営の一括発注（DBO）を選択することが有利となります。

6-2 市が直接担うべき業務の効率化

1. 任期付職員制度等の活用

- (1) 市が担うべき業務における効率化については、民間活力導入における現業職員の配置の見直し等を考慮しながら非常勤職員、臨時職員、再任用・再雇用職員の活用と併せて新たな公務員制度である任期付職員若しくは任期付短時間職員を可能な限り活用して行きます。
- (2) 現行において職員が担っている事務事業のスクラップアンドビルドによる見直しと振り分けを行ないながら正職員以外に委ねていく工程を平成19年度に実施します。

考え方

行政のスリム化を目指す中において、団塊の世代の職員が大量退職するこの時期にあわせ、職員個々の能力の底上げは当然ながら、行政サービスを維持・向上する手法として職員以外のサービス提供の担い手を見直し、併せて持続可能な行財政運営の基盤を築きます。

2. 正職員の退職者数等の現状と課題

(1) 平成22年度までの退職予定者の推移（職種別）

平成22年度末までに既存の常勤職員（以下「正職員」という。）571名（19年4月1日現在）の内85人が退職します。割合では事務職と福祉関係及びその他技術職を合わせた一般行政職が67人と約8割を占めています。

現在、これらの事務職や技術職等については、定員適正化計画において、2分の1補充となっていますが、実際には早期退職者の補充を行っていないなど、今後においても本市財政状況から更に多くの欠員を出さざるを得ない状況が予測できます。

（平成19年4月1日現在）

退職年度	年齢	合計	事務	福祉関係職	その他技術職	保育士	消防職	現場業務
19	59	9	6		1			2
20	58	19	15		1		1	2
21	57	26	18		4	1	1	2
22	56	31	17		5		4	5
小計		85	56	0	11	1	6	11
23	55	20	11	1	2		2	4
24	54	17	9		4	2	1	1
25	53	14	8		3		3	
26	52	23	13		1	1	3	5
合計		159	97	1	21	4	15	21

(2) 主な課題

平成 22 年の財政収支均衡を目標に財政健全化に取り組んでいますが、土地開発公社を含めた連結決算ベースによる健全化を踏まえ、今後を見通せば、現行の職員数削減の数値目標を更に上回る設定が不可欠となっています。

そのため、少ない職員でも効果的・効率的なサービスを提供できる方法を取り入れていく必要があります。

これまで非常勤職員や臨時職員などの活用に努めてきましたが、新たな任用制度の導入を踏まえ、更に職員と職員以外の役割や範囲を見極めていく必要があります。

中長期的な視点も持ち、例えば、総務、税務、民生、衛生、土木などの部門ごとに職員が行う事務事業を精査するとともに、事業目標と成果、組織、財源とをうまく連動させて今以上に市民サービスに還元できるスリムで効率的な組織を構築する必要があります。

3. 正職員以外の任用の視点

(1) 任期付職員制度について（新しい職員任用制度）

「分権新時代の地方公務員制度－任用・勤務形態の多様化－」とし、任期付職員や任期付短時間職員などを任用しワークシェアリングにより地域雇用を創出すること。また、任期付職員等を活用することにより、行政サービスの向上にきめ細かく、かつ効率的に対処できるとし、以下の形態による任用制度「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が平成 16 年 8 月に改正されました。

本市においても、正職員の補完と合わせ行政サービスの維持・向上をより効率的に実施するため任期付職員制度の条例制定が必要と考えます。

※参考 大阪府内では 31 市中 8 市が条例制定済（18 年 4 月現在）

(2) 正職員以外の任用の定義について

今後、正職員以外の任用を拡大するにあたり、それぞれの職種や根拠法令等により任用先の定義付けが必要と考えます。特に、公権力の行使の有無等を参考に任用先の分類を行う必要があります。

(3) 正職員以外の任用のルール化及び任用計画の策定

計画的に正職員を削減すること、また、行政サービスを低下させないことを考慮すると正職員以外の任用計画を策定する必要があります。

また、この際、今後の正職員以外の任用のあり方について、賃金や任用形態を含め全庁的に調整しルール化することが重要です。

尚、計画の策定にあたっては、正職員の定員適正化計画の見直しや現業職場等の委託化の方向性との整合性を図りつつ策定する必要があります。

6-3 事務事業の見直しと市以外のサービスの担い手（民間委託）

1. 事務事業評価の導入

- (1) 限られた財源と人財を最大限に生かし市民サービスを維持・向上するため、全ての事務事業において、必要性や効率性等の視点から事務事業評価を平成19年度に実施します。
- (2) 事務事業評価の実施にあたっては、評価制度や枠配分予算等のマネジメント手法の全体像をはじめ目的や方向性を職員が共通認識した上で進めます。
- (3) 施策体系別事務事業をベースとして、課自らによる評価、横断組織による評価、外部評価での結果を次の計画、予算、人事等へ反映させる仕組みを構築します。
- (4) 事務事業評価において、事務事業の再編・整理、廃止・統合に努め、時代の変化や市民ニーズに的確に対応していくことを目指します。

————— 考え方 —————

限られた財源と人財を最大限に生かし市民サービスを維持・向上するため、事務事業単位あるいは部分的に民間委託することが可能なもの等を全庁的に精査します。

また、この取り組みを事務事業評価制度とし継続することで循環サイクルを整え絶え間ない行財政改革のスタートとします。

2. 事務事業の見直しの現状と課題

(1) 事務事業評価

現在、個別の事前評価は実施しているものの、全庁的に統一した視点と手段のもとでの事後評価は行なっていないのが現状です。

事務事業評価の中で、必要性があると判断した事業について、そもそも「市が自らサービス提供することが必要か、改善の余地はないのか」を改めて総点検する機会として位置づけ、早期に実施することが重要です。

また、事業の実施結果や成果を重視し、必要性、効率性等の視点から事務事業のマネジメントサイクルを定着させ改善行動につなげるため、事務事業評価は不可欠です。

3. 事務事業の見直しと市以外のサービス提供の担い手の視点

(1) 事務事業評価

平成18年度予算からシステム化された施策体系別事務事業をベースに事務事業評価を実施します。その中で民間委託の検討対象とすべき候補事業を抽出する工程を設けます。

(2) 委託に向けた主な事務の流れ（手続）

判断基準を原則とし上記により抽出した後、民間委託等の詳細検討、庁内での意思決定、個別計画の策定、入札・選定が基本となると思われます。

そのほか、利害関係者との調整、定員管理との整合、委託開始後のモニタリング等に留意することが必要です。

1. 職種変更制度の導入

- (1) 団塊世代の大量退職を迎え、職員採用の抑制などにより定員の適正化を進める中、限られた職員数の中で人材をより有効に活用するために職種変更制度（現業職から一般行政職へ）を取り入れます。
- (2) 制度の制定は、団塊世代の退職時期や学校校務員等の委託化の方向性から平成 19 年度中に行ないます。

————— 考え方 —————

個別事業の委託化においては、職員の余剰によるダブルコストとならない方策が必要です。また、限られた職員の中で人材をより有効に活用するために、既存の職種に捕われることなく、本人の意欲や能力により柔軟な職員配置が可能な仕組み作りを行います。

2. 職種変更制度

今後、限られた職員で行財政サービスを提供していくには現行の職種の枠による人員配置では限界があります。また、現業職場等のアウトソーシングを効率的に目指すためには、現業職員の能力や意欲により職種変更を行い限られた職員を最大限に活用する必要があります。

3. 職種変更制度の基本方針

団塊世代の大量退職を迎えるなか、職員採用の抑制など定員の適正化が求められています。これまで縮小あるいは廃止される業務における職員は、基本的には同種の他の職場への移動が一般的でした。

しかし、民間活力の導入状況によっては次のような観点から、選択肢の一つとして職種や業種の枠を越えて人材を活用するなど柔軟に対応していく必要があります。

- ① 財政健全化の観点から、守備範囲の見直しを効率的に進める上で、職員配置の方策を明確にすること
- ② 人事管理の観点から、限られた職員数の中で人材を有効に活用し、職員のもつ能力や意欲を最大限に業務運営に役立てること
- ③ 職員の処遇という観点から、意欲ややりがいなど自己実現を保障する機会を設け、資質の向上を図るとともに、職場の活性化を促進すること